

愛知県少子化対策推進条例

平成19年3月23日

愛知県条例第8号

愛知県少子化対策推進条例をここに公布する。

愛知県少子化対策推進条例

だれもが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子どもが健やかに成長することは私たちの願いである。

今日、結婚や出産に対する個人の考え方の変化や経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進展、子育てへの負担や不安から、急速に少子化が進行し、人口構造にひずみを生じさせ、ひいては人口が減少するという事態に直面している。

このような状況は、社会の存立基盤を揺るがす問題となっており、この愛知にも、経済や地域社会の活力の低下を招き、子どもが自主性や社会性を身に付ける機会を減少させるなど深刻な影響をもたらすおそれがある。

私たちは、急速な少子化の進行に対し、結婚、出産や子育てに対する負担や不安を取り除き、強い決意の下に少子化の流れに歯止めをかけていく必要がある。

このような認識の下、男女共同参画社会の形成とあいまって、県民が家庭を築き、子どもを産み育てることに夢を持つことができる活力ある豊かな明日の愛知の実現のために、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 少子化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 父母その他の保護者が子育ての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。
- 二 子どもを産み育てる者が男女ともに充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、仕事と生活の調和に配慮すること。
- 三 子育ての意義及び子育てにおける家庭が果たす役割の重要性についての理解が深められ、かつ、子育てを行うことの喜びが実感されるよう配慮すること。
- 四 すべての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。
- 五 結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、県民及び事業者と緊密な連携を図りながら協力して少子化対策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、必要な雇用環境の整備その他の少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 少子化対策に関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第七条 県は、県民及び事業者が少子化対策の重要性に関する理解を深めるとともに、県民が家庭を築き、子どもを生き育てることに誇りを持つことができるようにするため、社会全体で少子化対策の推進が行われるよう県民及び事業者と一体となった推進体制を整備し、及び少子化対策の推進の啓発を行うものとする。

(就業の支援)

第八条 県は、経済的に自立して子どもを生き育てることが困難な者及び子どもを生き育てるために離職した者が、安定した職業に就くことができるようにするため、これらの者に対する就業の相談並びに就業及び再就職のための職業能力の開発の機会の提供、これらの者の雇用の促進に関する事業者への啓発及び情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第九条 県は、子どもを生き育てる者が職業生活と家庭生活を両立することができるようにす

るため、仕事と生活の調和に関し、労働者の理解を深めるとともに、事業者に対しその実現に必要な雇用環境の整備を促すものとする。

(地域における子育ての支援)

第十条 県は、市町村が実施する保育サービス及び母子保健サービスの提供、児童健全育成の推進等の子育てを支援する施策が効果的に実施されるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

2 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する自発的な取組が効果的に行われるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

3 県は、子育てに対する不安から生じる児童虐待が防止されるよう、市町村その他関係機関との連携の強化及び充実に努めるものとする。

(教育の推進)

第十一条 県は、子どもが、生命の尊厳及び家庭が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、次代において自立して社会生活を営み、家庭を築き、子どもを生き育てることができるよう、必要な教育を推進するものとする。

(生活環境の整備)

第十二条 県は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅への子どもを生き育てる者の入居の支援に努めるものとする。

2 県は、子ども及び子どもを生き育てる者の利用に配慮された施設並びに子どもが安全に利用することができる道路交通環境の整備の促進に努めるものとする。

3 県は、子どもの生活する地域の住民が行う子どもを犯罪から守る取組の支援その他の地域環境の整備の促進に努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、国及び市町村と協力し、子どもを生き育てる者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策の充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、少子化対策に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十五条 知事は、毎年度、少子化対策に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第九条第一項の規定により策定されている計画は、第六条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。